

船舶事故調査報告書

令和3年6月9日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

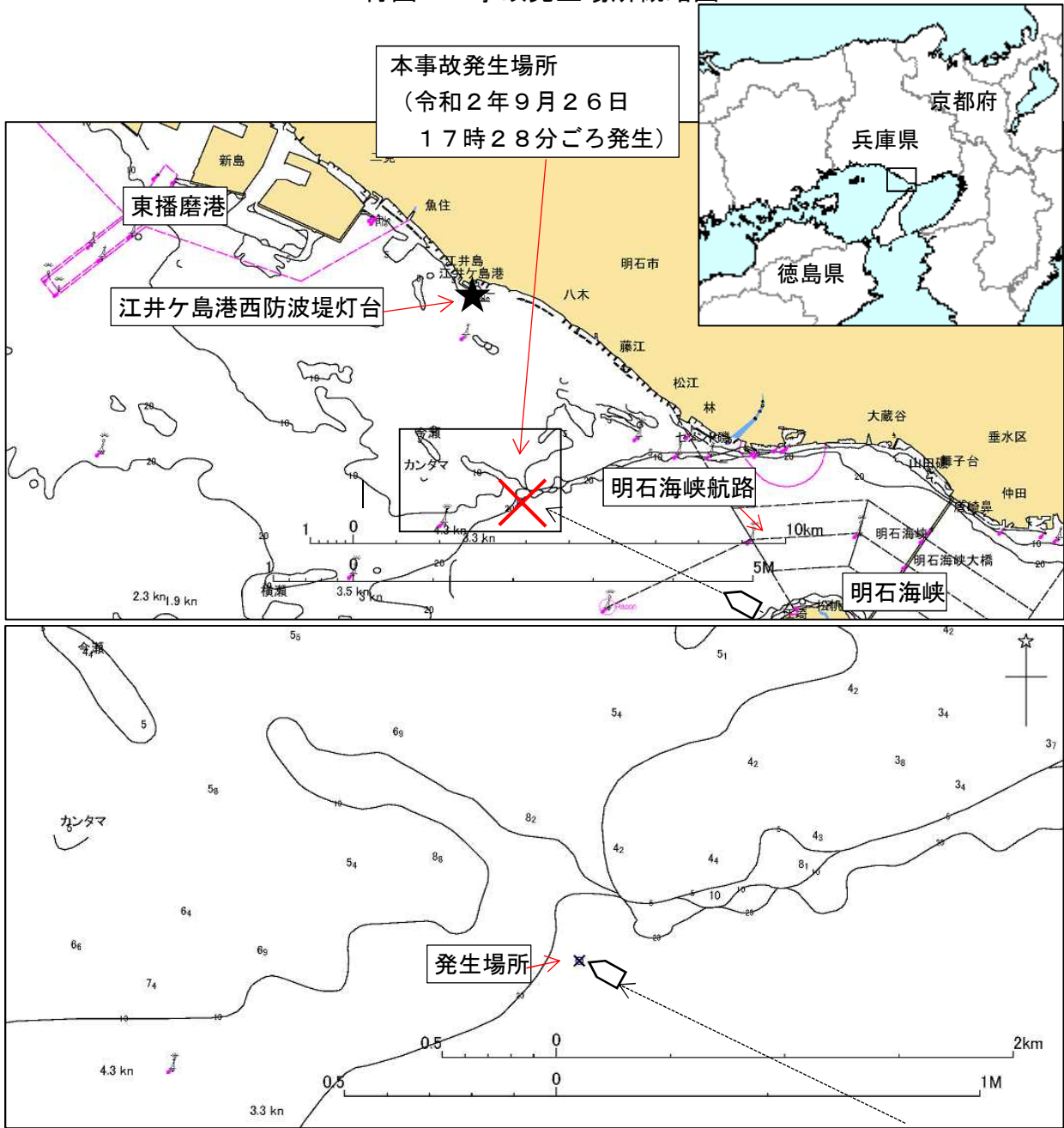
事故種類	同乗者負傷
発生日時	令和2年9月26日 17時28分ごろ
発生場所	兵庫県明石市江井ヶ島港南方沖 江井ヶ島港西防波堤灯台から真方位166° 2.7海里（M）付近 （概位 北緯34° 37.8′ 東経134° 55.4′）
事故の概要	プレジャーボートごん太丸は、西北西進中、同乗者1人が負傷した。
事故調査の経過	令和2年10月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート ごん太丸、2.7トン 260-47630兵庫、個人所有 7.86m（Lr）×2.44m×0.84m、FRP ディーゼル機関、103.00kW、平成25年7月
乗組員等に関する情報	船長 59歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成16年8月30日 免許証交付日 平成31年2月27日 （令和6年8月29日まで有効） 同乗者A 48歳
死傷者等	重傷 1人（同乗者A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約50cm、潮汐 上げ潮の末期、潮流 西流約0.8ノット（kn） 日没時刻：17時50分ごろ
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、知人である同乗者A及び他2人を乗せ、釣りを目的で、令和2年9月26日07時00分ごろ、明石海峡付近の釣り場に向け、‘兵庫県播磨町に所在する係留所’（以下「本件係留所」という。）を出発した。 本船は、17時15分ごろ江崎灯台西方沖（水深約40m～60m）で釣りを終了して本件係留所に向けて帰航の途につき、船長が操

	<p>舵室で椅子に腰を掛けて手動操舵で操船に当たり、機関レバーを低速位置として約5knの対地速力で西北西進していた。</p> <p>同乗者らは、後部甲板の生け簀から漁獲物を取り出し、血抜き及びえら切り落とし等の漁獲物の処理を行っていた。</p> <p>同乗者Aは、自らの釣り道具を前部甲板に置いていたクーラーボックスに整理しようと、左舷通路を通り、前部甲板に向かった。</p> <p>船長は、航行中、後部甲板に比べると前部甲板では揺れが大きくなるので、同乗者に対して前部甲板に移動しないように伝えていたものの、後部甲板にいたと思っていた同乗者Aの姿を前部甲板に認めたので危険を感じ、機関レバーを中立状態として機関の回転を止め、後部甲板に戻った同乗者Aに対して前部甲板に行かないようにと注意をし、機関レバーを低速位置として機関の回転数を上げた。</p> <p>船長は、前路のカンタマ付近で潮目により、約50cmの高さの波を認め、航行中に同乗者Aが前部甲板に移動することがないと思いながら、本船が徐々に揺れ始めることを想定して大きく揺れないように操船に集中していた。</p> <p>同乗者Aは、揺れをあまり感じなかったので危険がないと思い、荷物を整理しようと、再度、残りの釣り道具を袋に入れ、左舷通路を通り、前部甲板に向かった。</p> <p>本船は、17時30分ごろ、波立っている海域を西北西進中、船長が、再度、同乗者Aの姿を前部甲板に認め、急いで機関レバーの回転を下げて中立状態としたとき、本船が上下に動揺し、同乗者Aがバランスを崩して右膝を甲板上に打ち付けた。</p> <p>船長は、同乗者Aが後部甲板に戻らないので、他の同乗者に様子を見に行かせたところ、同乗者Aが膝を負傷し、動くことができないと報告を受け、自ら同乗者Aに駆け寄り、同乗者Aを前部甲板の左舷側に船尾方を向いて座らせた状態で本件係留所に向かい、19時00分ごろ本件係留所に到着後、119番通報した。</p> <p>同乗者Aは、救急車で病院に搬送され、右膝蓋骨骨折と診断され、入院した。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、付図2 発生状況図、写真1 本船、写真2 前部甲板 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>(1) 船長による同乗者に対する注意喚起について</p> <p>① 船長は、乗船時に、また航行中に、前部甲板に移動しないようにと伝えていた。</p> <p>② 船長は、航行中、前部甲板に用事がある際、自分に声を掛けるように伝えていなかった。</p> <p>③ 船長は、潮目等により、波立っている状況を認めた際、船体動揺に備えるように注意していなかった。</p> <p>(2) 事故発生状況について</p>

	<p>① 同乗者Aは、右舷方を向いて釣り道具をクーラーボックスに入れようと腰を曲げた際、浮いたように感じて身体のバランスを崩した。</p> <p>② 本船は、前部甲板で同乗者Aが負傷したが、後部甲板にいた他2人の同乗者には負傷者が発生しなかった。</p> <p>(3) 事故発生場所付近の状況について</p> <p>① 瀬戸内海水路誌（平成30年3月刊行）によれば、明石海峡の概要として、海峡付近の水深について次のとおりである。 海峡付近は、航路内の水深は十分であるが、その北側は比較的浅くなっており、特に海峡西口の北側から東播磨港までの間は、距岸4M付近まで水深10m以下の浅水域が広がっている。</p> <p>② 「波浪学のABC」（磯崎一郎著、平成18年株式会社成山堂書店発行）によれば、浅水変形について次のとおりである。 天気が良く、風も弱く規則正しいうねりだけがやや高い沖合を航行しているときには危険は全く感じないのですが、港に入ろうとして岸に近づき、水深10mくらいの所まで来ると波の挙動が荒くなっており、遭難する小型船がしばしばあります。</p> <p>(4) 救命胴衣の着用状況について 船長、同乗者A及び他の同乗者は、全員が救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし あり</p> <p>本船は、明石市南方沖において、潮流によって前路の海面が波立っている状況下、釣りを終了して西北西進中、同乗者Aが、危険がないと思い、前部甲板に移動し、船長が、同乗者Aの姿を再度前部甲板に認め、急いで機関レバーを中立状態とした際、船首部が上下に動揺したことから、同乗者Aがバランスを崩して右膝を甲板上に打ち、同乗者Aが負傷したものと推定される。</p> <p>同乗者Aは、船長から注意を受けていたものの、船長の操船で揺れをあまり感じなかったことから、危険がないと思い、荷物を整理しようと、再度前部甲板に移動したものと考えられる。</p> <p>本船は、浅水域に差し掛かっており、航行中に後部甲板に比べると前部甲板では揺れが大きくなることから、急に機関レバーを中立としたとき、船首部が上下に動揺した可能性が考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、明石市南方沖において、潮流によって前路の海面が波立っている状況下、釣りを終了して西北西進中、同乗者Aが、危険がないと思い、前部甲板に移動し、船長が、同乗者Aの姿を再度前部甲板</p>

	<p>に認め、急いで機関レバーを中立状態とした際、船首部が上下に動揺したため、同乗者Aがバランスを崩して右膝を甲板上に打ったことにより発生したものと推定される。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>船長は、本事故後、同乗者に対し、航行中に前部甲板に移動する用事がある際、必ず船長に声を掛けることを徹底させることとした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、航走中、海面の変化等を認めた際、及び浅所を通行する際、同乗者を前部甲板に立ち入らせないようにすること。 ・ 同乗者は、船長の指示に従い、自らの判断で行動しないこと。

付図1 事故発生場所概略図



付図2 発生状況図

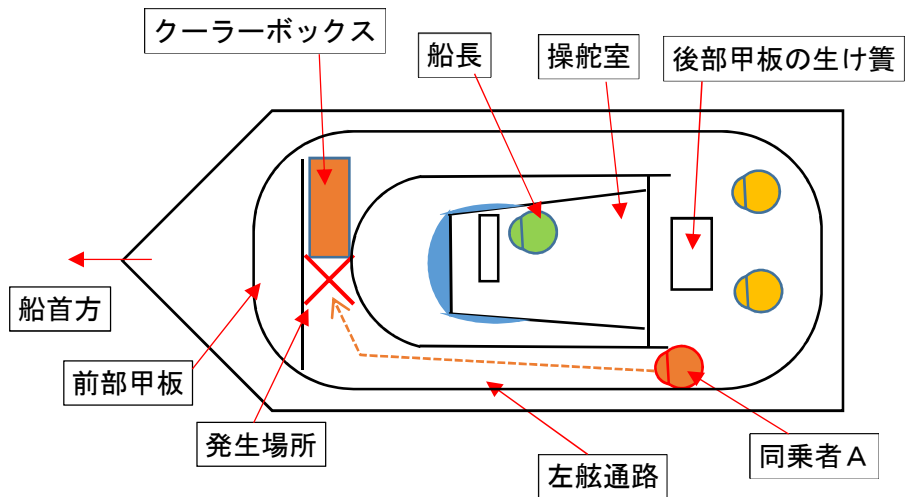


写真1 本船



写真2 前部甲板

